

転居届

お引越しされた皆様へ



松山市内でお引越しした場合は、転居の届出（新住所に住み始めた日から14日以内）が必要です。

窓口にお越しの方は、**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）、代理人の場合は委任状もお持ちください。※代理人とは、本人、世帯主、法定代理人以外の方です。

■の項目は、市民課・各支所で手続きできます。

※項目内の○は市民課、●は中島支所、●は北条支所です。

※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。

★の項目はオンラインで手続きできます



左の二次元コードから手続きが可能です。

←松山市ホームページ「オンライン手続」

※マイナンバーカードが必要な手続あり

関連する主な手続

項 目		内 容 【 】内は、手続に必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
□ 印 鑑 登 録		※印鑑登録証(カード)は、引き続き使用できます。	市 民 課 948-6338 (本館1階)
□ マイ ナ ン バ ー カ ー		○券面記載事項変更届【マイナンバーカード・暗証番号数字4桁】 ※原則本人又は同一世帯員に限り手続可能	市 民 課 948-6569 (本館1階)
	□ 署 名 用 電 子 証 明 書	○発行申請【マイナンバーカード・暗証番号英数字6～16桁】 ※マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書は自動で失効します。 ※原則本人に限り手続可能 ※本人以外が手続する場合は市民課へご連絡ください。	
	□ マイナンバーカード (特急発行)	○再交付申請【マイナンバーカードと本人確認書類もう1点】 ※追記欄満欄で最新情報が印字できない場合、30日以内に、本人に限り手続可能	
□ 住 民 基 本 台 帳		○券面記載事項変更届【住民基本台帳カード・暗証番号数字4桁】 ※原則本人又は同一世帯員に限り手続可能	市 民 課 948-6337 (本館1階)
健 康 保 険	□ 松 山 市 国 民 健 康 保 険	○新住所の資格確認書・限度額証等の受取(又は後日郵送で届きます。) 【資格確認書等】 ※限度額適用認定証をお持ちの場合はお申し出ください。 ※保険料の再計算が必要になる場合があります。	健 康 保 険 課 948-6363 (別館3階) 保険給付・年金課 948-6361 (別館3階)
	□ 後 期 高 齢 者 医 療	○保険証及び限度額適用認定証をお持ちの方は、新住所に負担区分を併記した資格確認書が後日郵送で届きます。すでに資格確認書をお持ちの方は、裏面の住所をご自身で書き換えてください。 ※旧住所の資格確認書等は新しい証が届いてからお返しください。 ※世帯状況の変化により資格確認書等の負担割合変更、限度額適用認定証の区分変更(又は非該当)になる場合があります。	健 康 保 険 課 948-6941 (別館3階)
	□ そ の 他 の 健 康 保 険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険にご加入の方は、それぞれの保険者(勤務先など)にご確認ください。	
年 金	□ 加入している方 (1号)	※納付書はそのまま使用可能	保 険 給 付 ・ 年 金 課 948-6356 (別館3階)
	□ 受給している方	○(必要な方のみ)住所変更届	
	□ 加入している方 (2号・3号)	○厚生年金等被保険者(2号)・厚生年金等の被扶養配偶者(3号)の方は、それぞれの勤務先にてご確認ください。	

項 目		内 容 【 】内は、手続きに必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
□ 市立小中学生 (保護者)		○(同一校区内の転居の場合)転校通知書はありません。転居したことを学校へご連絡ください。 ○(校区をまたがる転居の場合)転校通知書の受取 ＊転校通知書を現在の学校に持参し、必要書類を受け取ってください。 ＊(引き続き現在の学校への通学を希望する場合)各学年末まで通学可。窓口でご相談ください。 ＊上記以外で校区外通学を希望する場合は、事前に学校教育課へご相談ください。(許可されない場合もあります。)	学校教育課 948-6870 (第4別館3階)
□ 児童手当 (公務員を除く)		○(受給者と児童が別世帯となる場合)別居監護申立書 ○(児童の兄姉の住所変更があった場合)住所変更届	子育て支援課 948-6354 (別館2階)
医療費助成	□ 重度心身障がい者	○新住所の受給者証の受取(又は後日郵送で届きます。) 【各受給者証・健康保険の資格確認書等】 ○(必要な方のみ)保護者変更届 ＊(ひとり親家庭医療費助成受給者の方のみ) 世帯状況が変わる場合や子どもと別居になる場合などは、子育て支援課での手続きが必要です。	障がい福祉課 948-6936 (別館1階)
	□ ★子ども		子育て支援課 948-6888 (別館2階)
	□ ※㊦は除く ひとり親家庭		
□ ※㊦でも可 児童扶養手当		○住所変更届 【児童扶養手当証書】	子育て支援課 948-6845 (別館2階)
□ 母子健康手帳		＊母子健康手帳の住所は、ご自身で訂正してください。 ＊島しょ部に転居された方は、航路費用等の助成を受けることができますのでご相談ください。	すくすく支援課 911-1821 (保健所1階)
□ ※㊦・㊧・㊨でも可 身体障害者手帳		○住所変更届 【身体障害者手帳】	障がい福祉課 (身体・療育手帳) 948-6017 <精神手帳> 948-6018 (別館1階)
□ ※㊧・㊨でも可 療育手帳		○住所変更届 【療育手帳】	
□ 精神障害者 保健福祉手帳		○住所変更届 【精神障害者保健福祉手帳】	
□ 介護保険		○新住所の保険証は後日郵送で届きます。 ＊負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの場合も同様 ＊お手持ちの保険証はお返しください。 ＊世帯の課税状況等の変化から負担限度額の段階が変更になる場合は、改めて審査を行うため再度、負担限度額認定申請を行う必要があります。	介護保険課 948-6919 (別館2階)
□ ★飼い犬		○犬の所在地変更届 【登録番号の分かるもの(鑑札など)】 ○(国にマイクロチップ登録している犬)所在地変更届は必要ありません。 指定登録機関の日本獣医師会へご連絡ください。	生活衛生課 911-1862 (保健所1階)